

令和7年度

監査報告書

監 査 報 告 書

令和8年5月22日

社会福祉法人雲仙市社会福祉協議会
会 長 本多 周太 様

監事 大町 祐子 

監事 西光 克幹 

社会福祉法第45条の18並びに本会定款第22条及び本会監事監査実施規程に基づき、下記のとおり監査の結果を報告します。

記

- 1 監査の実施日 令和8年 5月20日（水）
9時00分～16時30分
5月21日（木）
9時00分～16時30分
5月22日（金）
9時00分～12時00分
- 2 監査の種類 定期監査
- 3 監査を実施した監事名 大町 祐子 ・ 西光 克幹
- 4 監査内容 業務監査及び会計監査
- 5 監査意見
 - ・ 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ・ 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ・ 計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

◎監査重点項目

監査事項		監 事 意 見
本会の組織運営状況 (諸規程、評議員、理事、 評議員会及び理事会)		・ 適正である。
本会の組織運営状況 (人事、労務管理)		・ 適正である。
事業実施状況及び施設 等の運営管理状況		・ 概ね適正であるが、事業報告書の検証・特記事項について一定の評価基準を設定し次年度の事業に反映されるよう求める。
福祉サービスの質の向上のための取組状況		・ 適正である。
本会及び事業の会計状況	会計帳簿の状況	・ 適正である。
	予算の編成状況	・ 適正である。
	出納、財務の状況	・ 適正である。
	契約状況（契約方法、入札方法）	・ 適正である。
	資産の管理状況	・ 国見の土地建物の登記簿の名義が国見町社会福祉協議会のままで変更されていないので今年度中の変更を求める。
	事業区分間、拠点区分間、サービス区分間の資金異動状況	・ 適正である。
	計算関係書類及び財産目録の作成状況	・ 適正である。
	本会の財務状況等	・ 適正である。
その他		・ 前年度導入された法人後見事業の PC 用ソフトが事務の効率化に貢献しているとのことで、他の事務でも効率化につながるものがあれば、積極的に取り入れるよう検討を求める。 ・ 福祉資金貸付事業について、事業実施に十分な財源を確保し、余剰な福祉資金積立資産の財源についてはその他の積立資産へ繰入れを行い有効な活用できないか検討を求める。